

2008 6月以降用

特許 ご案内

SUGAWARA PATENT & TRADE MARK OFFICE

菅原特許商標事務所

〒192-0075 東京都八王子市南新町3番地 OSビル
電話 042-625-0838(代) FAX042-625-0628
URL <http://homepage2.nifty.com/ospat/>
E-mail ospat@nifty.com

特許・実用新案・意匠・商標・サービスマーク・知財法務（申請 届出 契約）
相談・調査・国際出願・審判・鑑定・訴訟代理
業務時間：AM10:00～PM17:00 土・日・祝日休み 相談予約制

特許の手続代理のご案内を申し上げます。

特許関係事務は、性質上結果を得るまで時間を要するなどの特徴のある手続きです。

ご覧戴き、手続指示書に適宜ご記入の上、所定の明細書原案（発明の説明書）や図面、委任状、費用を添えてご依頼下さい。

費用は、出願時費用と、許可後に成功報酬と権利を維持する設定と年金登録料になります。

実際の費用は、内容（件数や区分）により、お見積りの上、合意でお決め致します。

当事務所では、標準額を定めておりますが、出願内容に応じて、10万円 20万円 30万円 40万円のクラスの一括費用のものも対応できます。

最も低廉な費用で、業務品質を最善にすることを目指しています。

今回の特別なお見積	《ご出願から1特許権3年間権利維持全費用》																				
¥731,050円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>出願</th> <th>出願審査請求</th> <th>中間</th> <th>許可時</th> <th>総額《消費税含む》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>362,550円</td> <td>+ 224,350円</td> <td>+ 実費</td> <td>+ 144,150円</td> <td>= ¥731,050円</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(弁理士手数料と、特許庁に支払う出願印紙代 15,000円、審査請求印紙代 208,600円、特許登録料 12,900円等を含む費用です。)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">※審査請求しない場合、特許にならない場合はそれ以降の費用は発生しません。</td> </tr> </tbody> </table>	出願	出願審査請求	中間	許可時	総額《消費税含む》	362,550円	+ 224,350円	+ 実費	+ 144,150円	= ¥731,050円	(弁理士手数料と、特許庁に支払う出願印紙代 15,000円、審査請求印紙代 208,600円、特許登録料 12,900円等を含む費用です。)					※審査請求しない場合、特許にならない場合はそれ以降の費用は発生しません。				
出願	出願審査請求	中間	許可時	総額《消費税含む》																	
362,550円	+ 224,350円	+ 実費	+ 144,150円	= ¥731,050円																	
(弁理士手数料と、特許庁に支払う出願印紙代 15,000円、審査請求印紙代 208,600円、特許登録料 12,900円等を含む費用です。)																					
※審査請求しない場合、特許にならない場合はそれ以降の費用は発生しません。																					

又、執務順番は、事件毎に、着手金を受けるか受任致しました順に準備や作成に執りかかりますので、相応の期間を戴きますことをご容赦下さい。

特許出願後に、控書と請求書を、メール送信又は郵送いたします。

ご依頼の手順

ご依頼は、お電話その他形式はありませんが、できればFAX（書面）でお願いいたします。

ご相談や調査や出願のご指示は添付の手続指示書をご利用下さい。

例えば調査や特許出願ご依頼の場合は、手続指示書をFAXで送信して下さい準備致します。

ご出願の場合は、手続指示書をFAXで送信しその後委任状を郵送でお送り下さいますようお願いいたします。

添付書類

「手続指示書」（ご指示をご記入の上FAX又は郵送を御願います）

1通

「委任状（特許）」（ご出願依頼の節はご署名御捺印してご返送下さい）

1通



平成 年 月 日

手 続 指 示 書

菅原特許商標事務所

弁理士：菅原 修 行

FAX042-625-0628 TEL042-625-0838

ご発信者 _____ ㊞

次の指示を致します。

- ① 下記の○印の手続きしてください
調査 ○ 特許出願 ○

発明者は次の通りです。

ご住所：

ご氏名

出願人は次の通りです

ご住所

ご名称又は氏名

内容は、別紙の通りです。

- ②費用について

調査費用として、¥ _____ 円は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日までにお振込みいたします。

特許出願時費用として、¥ _____ 円は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

にお振込みいたします。 その他 (_____)

- ③ 特許の場合、出願後早い時期に審査請求を要しますか？ 要 否

ご意見・ご希望

調査について

発明（物の発明・方法の発明・ビジネスモデルの特許出願）は、まず先願調査をして、ある程度の見込みを判断してから出願することをお勧めします。

調査は、データベースを使用する最新技術の調査ですが、全期間・全世界的調査ではありません。

特許出願の場合；出願時に特許審査請求（平成13年10月1日以降は現実の出願日から3年以内）をするかどうか、をご指示下さい。特許出願は、出願審査請求手続きの後に初めて「明細書」について厳正に審査され、許可不許可が決定され、特許されると、出願日から最長20年間の独占的権利を付与されます。

整理番号

委任状

(年) 平成 年 月 日

私議、今般識別番号100075926弁理士菅原修氏

識別番号 弁理士 氏

識別番号 弁護士 氏

を以って、代理人として下記事項を委任します。

記

1、特許願

に関する一切の件。

2、上記に関し行政不服審査法に基づく諸手続を為すこと。

3、上記を処理するため復代理人を選任及び解任すること。

特許庁付与の識別番号

郵便番号

住所又は居所

名称又は氏名

代表者

印

電話

FAX

Eメールアドレス

上欄事項に関し署名捺印して委任するにあたり、次のことを確認了承致しました。

住所、名称、氏名、電話等に変更が生じた場合は連絡をすること。

代理は出願又は事件が確定するまでの期間であること。

費用は合意に基づき、原則着手金の受領で着手し、登録又は勝利の場合は委任者は成功報酬120000円の支払いをすること。意見書等の中間費用やその他の諸費用は特許事務標準額説明書によること。